

令和2年2月20日

県所管域各障害福祉サービス事業所等代表者 殿

神奈川県福祉子どもみらい局  
福祉部障害サービス課長

社会福祉施設等の利用者等に新型コロナウイルス感染症が発生した  
場合等の対応について（通知）

本県の障がい福祉行政の推進につきましては、日頃格別の御理解と御協力を  
いただき厚くお礼申し上げます。

社会福祉施設等（通所・短期入所等に限ります。）の利用者等（社会福祉施設  
等の利用者及び職員をいいます。）に新型コロナウイルス感染症が発生した場  
合には、事態に迅速に対処するため、厚生労働省から、当面の間、別紙のとおり  
の対応とする旨の連絡がありました。

つきましては、事前に十分把握いただき、万が一新型コロナウイルス感染症  
が発生した場合には、関係機関等との連携に十分留意した上で、御対応くださ  
るようお願いいたします。

○ 厚生労働省事務連絡抜粋

【利用停止等の措置及び臨時休業等の判断について】

社会福祉施設等は、新型コロナウイルス感染症に罹患した利用者等に対して、  
治癒するまでの間、利用を避けるよう本人又は家族等に要請する。また、認可  
権者等及び社会福祉施設等は、都道府県等が行う感染経路の特定や濃厚接触者  
の特定等に協力する。

問合せ先

施設指導グループ 大嶋

電 話：045-210-4705（直通）

ファクシミリ：045-201-2051